

令和3年度 第1回横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会 会議録

日 時	令和3年5月6日（木）10時00分～12時00分
開催場所	神奈川区役所本館4階第3会議室
出席者	青木委員、荻原委員、草加委員、土部委員、松本委員（計5名）
欠席者	なし
開催形態	公開・一部非公開（傍聴者なし）
議題	<p>1 指定管理者選定委員会について</p> <p>2 指定管理者公募要項等について</p>
審議結果	<p>1 指定管理者選定委員会について</p> <p>(1) 委員会の位置づけについて 「横浜市公会堂条例」及び「横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される委員会であることを事務局より説明。</p> <p>(2) 委員長の選出について 松本委員を委員長に選任。委員長の職務代理者は荻原委員とする。</p> <p>(3) 委員会の内容の公開について 第1回委員会は、議題2以降非公開とする（ただし傍聴者なし）。また、第2回委員会について面接審査終了後の議論について、非公開とする。</p> <p>2 指定管理者公募要項等について</p> <p>(1) 公募要項等の概要について</p> <p>(委 員) イベント主催者が、出演アーティストのCDの物販を行うことは可能か。 (事務局) イベント主催者の責任において可能である（なお、コンサートに付随する物販は可としているが、物販のみの催しは不可としている）。</p> <p>(委 員) 指定管理者は、発注にあたっては市内中小企業を優先させるよう求められているが、指定管理者の選定にあっても中小企業は優先されるのか。 (事務局) 応募団体の評点表において、「市内中小企業」等に該当の場合加点される項目があるため、これに該当する団体は加点対象となる。</p> <p>(委 員) 応募関係書類に、横浜市に納付する税が発生している場合に必要になると思しき書類と、発生していない場合に必要と思しき書類が併存しているが、なぜか。 (事務局) 応募団体の状況は様々であるため、網羅的な構成としている。応募団体においては、各団体の実態に応じて必要書類を選択して応募いただきたい。</p> <p>(委 員) 本部経費の算出法が示されている。算出法は種々存在するなかで算出法を示している趣旨は、（本部と施設のいずれかに大きく偏らず）バランスを意識して算出してほしいという要求の表れか。</p> <p style="text-align: right;">※次ページあり</p>

	<p>(事務局) ご指摘のとおりである。大きな偏りを防ぐためこのような記述をしている。</p> <p>この他、文章表現、各条項の定義等について質疑及び指摘があった。指摘を考慮しつつ事務局一任にて修正を行いたい旨、本市全体で一貫した表現とする必要がある部分については原案どおりとしたい旨、事務局から説明を行った。</p> <p>公募要項等について、原案承認</p> <p>(2) 選定スケジュールについて 選定スケジュールについて、原案承認</p> <p>(3) 評価基準項目について (委 員)「管理運営経費の縮減」とあるが、数値基準はあるのか。工夫していることが見受けられれば評価してよいか。</p> <p>(事務局) 数値基準はなく、提案内容に工夫が見られれば評価対象とすることは可能。また、面接審査の際に応募団体にご質問いただき、これも評価に加えていただきたい。</p> <p>評価基準項目について、原案承認</p>
<p>配布資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 配布資料</p> <p>(1) 公募要項案</p> <p>(2) 評価基準項目案</p> <p>(3) 応募関係書類案</p> <p>(4) 仕様書案</p> <p>(5) 特記仕様書案</p> <p>(6) 関係法令 (条例・条例施行規則・選定委員会運営要綱 等)</p> <p>2 特記事項</p> <p>第2回選定委員会は、令和3年7月下旬から8月中旬に開催予定</p>